

第2号様式

準暴力団に関する実態解明、情報共有及び取締りの強化について（概要）

（令和5年2月8日 鹿組対第195号）

本通達は、準暴力団による犯罪行為等の悪質化、巧妙化が極めて憂慮される現状を踏まえ、準暴力団に関する実態解明、情報共有及び取締りの強化について必要な事項を定めたものである。